

## 奈良県公安委員会告示第25号

平成21年12月奈良県公安委員会告示第103号（銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則第2条第1項及び第2項の規定による医師の指定）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月16日

奈良県公安委員会

委員長 山口昌紀

1の表中「独立行政法人国立病院機構松籟荘病院」を「独立行政法人国立病院機構やまと精神医療センター」に改める。

2の表中「独立行政法人国立病院機構松籟荘病院」を「独立行政法人国立病院機構やまと精神医療センター」に、「第8条第16項」を「第5条の2」に改める。